

# 遊佐町公共工事の入札及び契約の適正化に係る事務取扱規程

平成13年4月20日

訓令第6号

## (目的)

第1条 この規程は、町が行う公共工事の入札等の事務取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、遊佐町財務規則（昭和39年規則第1号。以下「町財務規則」という。）、遊佐町契約に関する規則（昭和39年規則第2号。以下「町契約規則」という。）に定めるもののほかその事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 別表第1に掲げる建設工事で町が行うものをいう。
- (2) 財政担当課長 町の契約事務を総括する課の課長をいう。
- (3) 工事実施課長 公共工事を実施しようとする課の課長をいう。
- (4) 設計価格 消費税を含む工事等設計積算価格をいう。
- (5) 工事種別 別表第2の区分による工事種別をいう。

## (入札資格等の公表)

第3条 財政担当課長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）第7条第1項（地方公共団体における入札及び契約の過程の公表）の規定による事項の公表については、閲覧の方法によるものとする。

## (年間の工事発注計画の作成)

第4条 工事実施課長は、公共工事を実施する場合において、当該公共工事が次の各号の一に該当する場合を除き、事業実施年度の前年度の3月までに年間工事発注計画書（別記様式第1号）を作成し、財政担当課長に報告するものとする。

- (1) 設計価格が、250万円未満の公共工事
- (2) 公共工事の場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法が定まっていない時
- (3) 当該公共工事の財源として、補助金を受ける予定の公共工事で補助予定者から当該補助金の内諾を得ていない時

## (年間の計画の公表)

第5条 財政担当課長は、前条の年間工事発注計画書に基づき、公共工事発注計画一覧表（別記様式第2号）を調整し、事業を実施する年度の4月1日以降速やかにこれを公表するものとする。

- 2 前項の公表は、財政担当課長の指定する場所において当該年度の末日までの間、閲覧の方法により行うものとする。

(変更計画の作成)

第6条 施行令第5条第5項の規定に基づく変更後の事項の公表は、7月及び10月に行うものとする。

2 前2条の規定は、発注の見通しに関する事項を見直して公表する場合に準用する。この場合において、「事業実施年度の前年度の3月まで」及び「実施する年度の4月1日」とあるのは「財政担当課長の指定する日」と読み替えるものとする。

(公表の方法の告示)

第7条 財政担当課長は、施行令第5条第3項に定める公表の方法について、告示するときは、別記様式第3号により行うものとする。

(工事等施行伺)

第8条 工事実施課長は、公共工事を行おうとする時は、あらかじめ工事施行伺（別記様式第4号）により、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(指名業者の選定)

第9条 工事実施課長は、指名競争入札を実施しようとする場合において、工事等の実施が決定した時は、速やかに指名業者選定審査申請書（別記様式第5号）により、指名業者選定審査会に諮り、その審査を受けるものとする。

2 指名業者の数は、当該工事等の設計価格の区分に応じ、次の各号に定める選定人数を基準とする。

- (1) 500万円未満 3社から7社
- (2) 500万円以上3,000万円未満 4社から7社
- (3) 3,000万円以上1億円未満 5社から9社
- (4) 1億円以上 5社から10社

3 前項の基準は、公共工事の特殊性等により、これにより難いと指名業者選定審査会が認めたときは、選定人数を増加させ、又は減少させができるものとする。

(条件付一般競争入札における入札参加資格要件の設定)

第9条の2 工事実施課長は、条件付一般競争入札を実施しようとする場合において、工事等の実施が決定した時は、速やかに公共工事条件付一般競争入札審査申請書（別記様式第5号の2）により、指名業者選定審査会に諮り、その審査を受けるものとする。

（平成24訓令4・追加）（平成27年訓令4・一部改正）

(見積り期間)

第10条 入札日の決定に当たっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に定める見積り期間を確保するため、設計価格の区分に応じ、次の見積り期間をおくものとする。この場合において、通知日はその起算日とし、町の休日（遊佐町の休日を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に定めるものをいう。）は、見積り期間に含めないものとする。

- (1) 工事1件の設計価格が500万円に満たないものにあっては、1日以上
- (2) 工事1件の設計価格が500万円以上、5,000万円に満たないものにあっては、10日以上（ただし、やむを得ない事情があるときは、5日以上）

(3) 工事1件の設計価格が5,000万円以上であるものにあっては、15日以上（ただし、やむを得ない事情があるときは、10日以上）  
(入札通知書)

第11条 工事実施課長は、指名業者選定審査会の審査結果に基づき、公共工事入札執行同（別記様式第6号）及び入札通知書（別記様式第7号）を作成し、指名業者選定審査会報告書を添付して決裁権者の決裁を受けるものとする。

- 2 指名通知書の発送は、原則として郵送によるものとする。ただし、やむを得ない時は、電話連絡により行うことができる。この場合において、関係書類等の交付については、財政担当課長が指定する場所において行うものとする。
- 3 入札通知書に添付する設計書、仕様書図書については、電子媒体に記録したものをもって替える事ができるものとする。この場合、工事実施課長は当該電子媒体の内容を充分に確認しなければならない。
- 4 指名業者名及び指名業者数は、落札者が決定するまで、これを公表しない。
- 5 工事実施課長は、不正行為の防止を図るため、原則として現場説明は行わないこととし、設計図書等に関する質問についても、文書での照会及び回答を行うよう努めなければならない。

（平成13訓令14・一部改正）

(入札公告)

第11条の2 工事実施課長は、条件付一般競争入札を実施しようとする場合において、指名業者選定審査会の審査結果に基づき、公共工事入札執行同（別記様式第6号の2）及び町契約規則第15条の2に定める入札公告を作成し、指名業者選定審査委員会報告書を添付して決裁を受けた後、財政担当課長に通知するものとする。

- 2 財政担当課長は、前項の通知あった場合、速やかに公告するとともに、関係書類等の受付及び閲覧又は交付を行うものとする。

（平成24訓令4・追加）

(入札保証金)

第12条 町契約規則第3条第1項の規定による入札保証金を、同条第2項第2号の規定に基づいて免除しようとする時は、過去の実績等を調査し、その適否を判断するものとする。

(低入札価格調査制度)

第13条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に基づく調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を採用する建設工事は、競争入札に付する工事で、設計価格が200万円を超える工事とする。ただし、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件に関する規程（平成13年訓令第7号）第2条に規定する建設工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）を除く工事とする。

- 2 入札執行者は、あらかじめ契約ごとに契約の相手方となるべき者より、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格（以下、

「調査基準価格」という。) を定めるものとする。

- 3 前項の調査基準価格は、工事設計価格(消費税を含まない。)の75パーセントから92パーセント(千円未満を切り捨てる。)を基準として入札執行者が定める。

(平成14訓令2・追加)

(平成24訓令4・平成25訓令14・平成26訓令23・平成31訓令4・一部改正)

(最低制限価格)

第13条の2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項に基づく最低制限価格を採用する建設工事は、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件に関する規程第2条に規定する建設工事(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事)で競争入札に付し、設計価格が200万円を超える工事とする。

- 2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった当該経費の額(消費税を含まない。)に、次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額とし、その上限を工事設計価格の92パーセント(千円未満を切り捨てる。)とする。

- (1) 直接工事費 97パーセント
- (2) 共通仮設費 90パーセント
- (3) 現場管理費 90パーセント
- (4) 一般管理費 68パーセント

- 3 前項の規定により算定が困難な場合は、入札執行者は工事設計価格の75パーセントから92パーセントの範囲で最低制限価格を定めることができる。

(平成26訓令23・追加)(平成31訓令4・令和4訓令・一部改正)

(予定価格調書)

第14条 町契約規則第17条に定める予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)は、別記様式第8号により作成するものとする。

(平成14訓令2・1条繰下)

(開札)

第15条 入札執行者は、あらかじめ指定した場所及び日時に入札者を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち会わない時は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札執行者は、開札の状況を入札調書(別記様式第9号)に記入するものとする。

(平成14訓令2・1条繰下)

(再度の入札)

第16条 入札執行者が、入札を行う場合において、各人の入札の価格が予定価格に達しない時は、2回に限り再度の入札を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき、通じて3回の入札を行っても、なお予定価格に達しない時は、直ちに入札会を中止し、再度指名業者の選定を行うものとする。

(平成14訓令2・1条繰下)

(落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、入札執行者はただちに当該入札者に、くじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員に、くじを引かせることができる。

(平成14訓令2・1繰下)

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第18条 入札執行者は、競争入札の結果、最低価格が調査基準価格を下回る価格であった時は、落札の結果を保留するとともに、工事実施課長は、当該最低価格を入札した者(以下「最低価格入札者」という。)について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを別記様式第10号により調査するものとする。

2 前項の調査により提出された積算内訳書において、計上されている次の各号に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に、当該各号に定める率を乗じて得た額に満たない場合は、失格とする。

失格数値基準

- ①直接工事費 80パーセント
- ②共通仮設費相当額 80パーセント
- ③現場管理費相当額 75パーセント
- ④一般管理費 50パーセント

(平成24訓令4・一部改正)

3 上記失格数値基準に該当しない場合は、遊佐町低入札価格調査マニュアルに従い調査を行うものとする。

4 工事実施課長は、前項の調査結果を公正入札等調査委員会へ付議するものとする。

5 入札執行者は前項の委員会による審議の結果を受け、当該最低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格の入札者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定する。

6 前項の次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位者の入札価格につき第1項から前項までの規定を準用して落札者を決定するものとする。

(平成14訓令2・追加) (平成21訓令・一部改正)

(最低制限価格を下回る価格による入札)

第18条の2 入札執行者は、競争入札の結果、最低制限価格を下回る価格による申し込みがあった時は、当該入札をした者を落札者とはしないものとし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格による申し込みを行った者は、第16条に規定する再度の入札に参加できないものとする。

(平成26訓令23・追加)

(落札者の通知)

第19条 落札者を決定した時は、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を落札者とされなかった入札者に別記様式第11号により通知しなければならない。ただし、入札者全員が立ち会っている時は、入札会場において口頭でその旨を通知することができる。

2 前条の規定に基づき落札者を決定したときの町契約規則第14条に定める通知及び前項に定める通知は、入札を行った日から10日以内に送付するよう努めなければならない。

(平成14訓令2・2条繰下・一部改正)

(入札顛末書)

第20条 工事実施課長は、落札者が決定した時は、入札顛末書（別記様式第12号）を作成するものとする。

(平成14訓令2・2条繰下・一部改正)

(契約内容等の公表)

第21条 工事実施課長は、200万円を超える公共工事（以下「報告対象工事」という。）の契約を締結した時は、遅滞なく（条件付契約を締結した場合は、当該契約の効力の発生した日以後直ちに）工事等入札及び契約状況報告書（別記様式第13号）を作成し、財政担当課、広報担当課、出納室、議会事務局及び監査委員会事務局に送付するものとする。

2 財政担当課長は、提出された工事及び入札状況報告書のうち予定価格が250万円以上の工事について、あらかじめ指定した場所において、契約締結の日（条件付契約を締結した場合は、当該契約の効力の発生した日）から当該契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までの間、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定は、契約の変更を行った場合に準用する。

4 財政担当課長は、施行令第7条第5項の規定に基づき、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表について、別記様式第14号によりあらかじめ告示しなければならない。

(平成14訓令2・2条繰下・一部改正)

(工事検査復命書の提出)

第22条 工事実施課長は、報告対象工事について、当該公共工事の目的物の引渡しを受けた時は、遅滞なく請負工事検査復命書の写しを財政担当課長に提出するものとする。

(平成14訓令2・2条繰下)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。